



平成19年第1回町議会臨時会が2月13日招集され、議案7件、発議1件が審議され、同日閉会しました。そのあらましについてお知らせします。

町政報告(要約)

12月定例会で議決した町村15、継続審議中の町が2(余市町、俱知安町)、提案しなかった町が2(岩内町、寿都町)という状況でありました。

また、同日の準備委員会においては、議会審議中の町もあることから、規約で定める構成19町村議会の議決への努力についての要請活動を行う一方、本年1月末までその結果を待つこと

後志広域連合設立の動向 3町が離脱 16町村で再調整

12月26日開催された準備委員会において、構成町村議会の議決状況について報告がありました。

12月定例会で議決した町村15、継続審議中の町が2(余市町、俱知安町)、提案しなかった町が2(岩内町、寿都町)という状況でありました。

また、同日の準備委員会においては、議会審議中の町もあることから、規約で定める構成19町村議会の議決への努力についての要請活動を行う一方、本年1月末までその結果を待つこと

12月26日開催された準備委員会において、構成町村議会の議決状況について報告がありました。

また、この場合、議決済の規約で定める構成町村数が変わることから、電算システム及び配置職員数等に係る経費及びその負担金の削減を含む見直しについて、再検討を行うこととなりました。

なお、新たな構成町村数による設立の場合にあっては、改めてその構成町村議会において規約の議決が必要となるものであ

また、この場合、議決済の規約で定める構成町村数が変わることから、電算システム及び配置職員数等に係る経費及びその負担金の削減を含む見直しについて、再検討を行うこととなりました。

今後の対応については、構成町村の数や負担金等の動向を考慮しながらも、そのような広域町村による共同事務処理の推進の重要性に対する認識を基本的な考え方として、同準備委員会に臨みたいと考えております。

今後の対応については、構成町村の数や負担金等の動向を考慮しながらも、そのような広域町村による共同事務処理の推進の重要性に対する認識を基本的な考え方として、同準備委員会に臨みたいと考えております。

が確認されたところですが、次に、1月31日開催された準備委員会では、その後の議決状況について、2町(岩内町、寿都町)が提案見送り、1町(余市町)が継続審議中、1町(俱知安町)が特別委員会の可決報告を経て2月の本会議で審議予定など、関係4町長から今後の見通しについて報告がありました。

その場合、想定される早い議会提案は3月定例会、広域連合設立時期は、本年4月以降となるものと想定されます。

こうした状況を踏まえた今後の対応については、人口の減少や地方交付税の削減、新たな財政規律の強化など厳しさの度を一層増している今日の本町の行財政環境の下では、特に、税の滞納整理事務や国民健康保険事業事務、介護保険事業事務等についての事務処理や財政運営を単独で続けることは困難と考えられます。

「新しい地方財政再生法制度」の動向
全道ワースト3位の悪化状況

地方自治体の財政規律の強化に向けた国の新たな法制度の制定は、本町の今後の財政運営はもとより、あらゆる分野の行政運営について、極めて深刻な事態に陥り、重大な対応が求められると判断されます。

1月11日、後志支庁から貞村地域政策課長及び森越市町村係長が来庁し、

「1月25日招集の通常国会に総務省が関連法案の提出を予定している新しい地方財政再生法制度に基づく新たな財政健全状況判断基準(財政指標)」を、本町の平成17年度決算状況に当てはめて試算した場合、赤字財政団体としてみなされる可能性が高く、道としては極めて心配している。

等の取り組み準備等への着手について検討していただきたい。』という趣旨の助言がありました。

なお、新たな財政健全状況の判断基準（財政指標）に照らして試算した本町の状況は、平成17年度決算で当てはめた場合、全会計の赤字額が約10億4千万円でありますから、一般会計の黒字額約8千5百万円を差し引いた赤字額約9億5千5百万円と、当町の標準財政規模18億3千4百万円の割合が、マイナス52・1%という数値になります。

この連結決算による赤字割合マイナス52%の規模は、夕張市 マイナス364%、以下高い順に、
A市 マイナス69%、
積丹町 マイナス52%、
M市 マイナス40%、
A市 マイナス25%

と、全道180市町村の中のワースト5位中、積丹町が第3位の悪化状況という試算となるというものであります。

新たな財政規律の制度化

4つの財政指標が判断基準に

昨年6月10日以来、今も連日続いている報道のとおり、夕張市の財政破綻問題を契機に、国は、地方自治体の財政規律の強化を図るべく、現行の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法）の課題を検証し、同法の改正を含む新たな法制度を整備しようというものです。

その制度理念は、次の2点です。

一・財政悪化の早い段階から早期是正を行い、深刻な事態を未然に防止すること。

二・財政情報の開示の徹底と、住民自治の機能発揮による財政規律の強化を図ること。

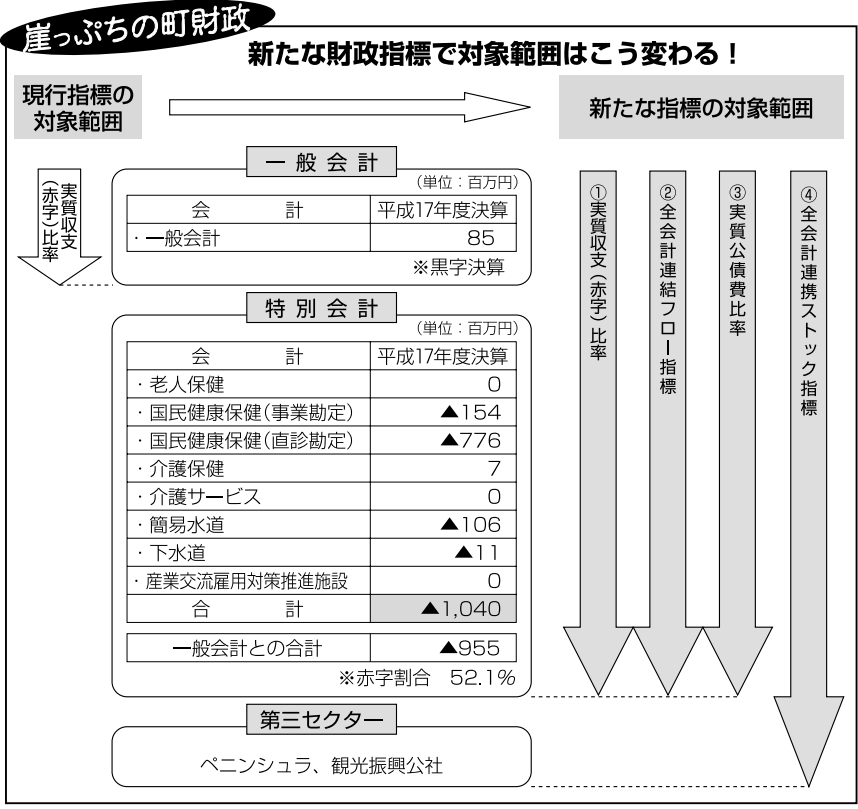
また、具体的には、1つ目は、財政の健全さを計る新たな財政指標の導入と指標の公表です。

①従来からある普通会計の実質収支比率（赤字比率）指標

②全会計連結フロー指標（普通会計に含まれない特別会計、公営事業会計の連結収支に見る健全度）

③実質公債費比率指標（税收等に対する地方債の償還負担比率）

新たな財政指標で対象範囲はこう変わる！



崖っぷちの町財政

④全会計連結ストック指標（債務負担行為、第三セクター等の負債を含む健全度）

この4つの指標による財政状況の健全度の判断基準を整備するというものです。

2つ目は、これらの4つの指標の悪化状況によって、次の2つの段階区分に応じて地方自治体財政の再生を促すというものです。

・第1段階は、「早期是正スキーム」の適用を受ける団体

・第2段階は、「再生スキーム」の適用を受ける団体

第1段階の、「早期是正スキーム」の適用を受ける団体は、自主的な改善努力による早期の財政健全化をめざすというものです。

その場合、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、



住民公表による改善努力が義務化されることとなります。

また、国・道は、赤字等の改善状況の実行性の確保に対し、赤字団体へ勧告を行います。

第2段階の、「再生スキーム」の適用を受ける団体は、早期是正段階より財政が悪化した団体について、国・道の関与、実質的な国の管理の下で、確実な再生をめざすというものです。

その場合、「財政再生計画(具体的な増収策・経費削減策等の「財政改革計画」)を策定し、議会の議決を経て住民公表及び再生努力の義務化が課せられるというものです。

自主改善努力で計画達成を

地方分権・地域主権時代

一方、この新しい地方財政再生法制度は、「自らの町は、自らの力で」という住民自治の発揮と、「自己決定と自己責任」という地方分権・地域主権の時代認識の下で、第1段階の「早期是正のための財政健全化計画の策定」にせよ、第2段階の「再生のための財政再生計画」にせよ、あくまでも当該赤字団体自らの改善努力によって計画の達成を求めるというものです。国によ

る赤字団体への具体的な財政支援措置の可能性は、現時点においては、全く明らかになっていない状況にあり、その制度化の見通しも立っていないと伺っております。

このことは、夕張市の困難極める厳しい再生計画策定作業の状況についての、連日の新聞・テレビの報道からも伺い知るところとできるところです。

以上が、新しい地方財政再生法制度の概要ですが、具体的な財政の健全状況の判断基準となる4つの財政指標の適用基準については、法案の提出とともに今後、その詳細が明らかになってくるものと考えています。

既に、夕張市が、こうした法制化を前提に財政再建をめざして、1年近くを要した18年間に及ぶ財政再生計画素案の策定に取り組んでいる状況にあることを考えますと、この法案の提出とその成立・施行は、予想以上に早い時期となるのではないかと考えており、そうした認識に立った当町の今後の対応が必要であると考えています。

10億円超の巨額な累積赤字 急がれる行財政改革の推進強化

平成16年6月の定例議会での就任の際の所信の重要な一つとして、年を追って逼迫の度を増している本町の財政状況の現状について、そのありのままを町民の皆さんにお知らせをし、急がれる財政健全化のための「行財政改革の推進」の重要性を訴え、厳しく困難な改革へのご理解とご協力をいただいできました。

また、平成17年度決算に見る本町の全会計の累積赤字額10億4千万円は、本町の財政規模からして余りにも重く、大き過ぎて、その解消のための方策を容易に見出せない規模ですが、現状において町民の理解と協力を得られる範囲での行財政改革の推進は、どうしても避けて通ることはできません。

しかし、この度の国の新しい財政規律の予想を超える早い制度化は、正に、積丹町始って以来の未曾有の困難な事態に直面することになることは申し上げるまでもなく、道の迅速な助言に感謝しながらも、今後の対応に苦慮しているところです。

ただ、本町の財政の健全状況の評価が、第2段階の財政再生計画の策定にせよ、第1段階の財政健全化計画の策定にせよ、その「計画期間の長さ」と、計画達成のための増収策と経費削減対策である「行財政改革の実行性」、この2つの確保がどのように担保できるかが最も重要なカギであろうと考えています。

また、夕張市のように、国・道との今後の多くの調整協議に際して、赤字の要因や本町の地域や住民生活事情についてのどの程度考慮していただけるものか、その計画策定作業の過程における住民負担や住民サービス等の水準の見直しの程度は、その多くの項目について、未知数であるとも伺っています。

再建計画素案の策定

「枠組み案」の作成を急ぐ

以上のことを踏まえて、当面、次の3点について、対応を急いでいるところです。

1点目は、町の各行政委員会、諮問機関、町民、産業経済等団体への説明と協力の要請

2点目は、現在推進中の行財政改革検討項目の、重点的な早期着手

3点目は、平成18年度決算見込を踏まえた、健全化計画又は再生計画等の素案策定準備であり、特に、3点目の対応に当たります。国との動向についての情報収集や適切な後志支庁の指導助言を得ることに努めます。

現在、すでに町行財政改革推進委員会での検討に付されている行財政改革検討項目についての重点的な早期改革着手、起債充当事業を含む投資的経費の抑制、組織人員配置の見直し、各種行政経費及び臨時職員を含む人件費の削減、公共施設や直営業務の民間委託など、歳入歳出全般にわたる再見直し作業の検討を進めており、再建計画素案の基礎となる枠組み検討試案（資料）の作成を急いでいるところです。

これらはいずれも、町民をはじめ産業経済・福祉・教育など多くの団体等の理解と協力を得て、さらには様々な分野にわたる条例の改廃や予算措置の変更などを伴うものですが、平成16年度来の急がれる行財政改革の推進の一層の重要性について、ぜひ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

この機会を行政運営の大きな転機として、今日までの行財政運営のあり方について率直に反省を行い、これからの長く困難な財政再建への道のりに向かって、不断の決意をもって、行財政改革に取り組んでまいらなければならぬと考えておりますので、特段のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。

審議された案件

議案第1号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

長期の契約締結による合理的な行政事務の執行の推進に資する観点から、地方自治法施行令第167条の17の規定により、新たに条例を制定するものです。これにより、翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約、年度開始前に契約しなければ事務の取り扱いに支障が生じるものについて、契約事務処理の効率化や経費の抑制が図られることとなるもの



議案第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第2号と同趣旨により、12件の町条例関係条文中の用語の整備を行うため、改正を行うものです。

（原案可決）

議案第4号

積丹町収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止する条例について

（原案可決）

改正後の地方自治法第168条第1項において、収入役制度が廃止されることとなったことから、本条例を廃止するものです。

（原案可決）

議案第2号

積丹町副町長の定数を定める条例について

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日公布され、現行の助役制度及び収入役制度等の見直しが行われたところ。法第161条においては、「助役」の職名が「副町長」と改められ、条例で定める定数を一人とするものです。

（原案可決）

議案第5号

積丹町営公衆浴場条例を廃止する条例について

過年度来の行財政改革検討項目としての存続の要否の検討の経緯並びに町財政の厳しい現状を踏まえて、本施設を廃止することとし、係る条例を廃止するものです。

本施設は、給湯配管設備障害や漏電等の電気回線障害等の発



生類度が増加するなど、施設の老朽化が著しく進行している現状にあり、浴場利用者の安全性の確保や、井戸水の利用による公衆衛生条件の確保が危惧される状況が続いている実情にあります。

また、一方においては、利用者の減少や燃料費の高騰、公衆浴場料金の統制制度などの要因から、長年にわたり赤字運営が続いてきた経緯にあり、平成18年度では約7百万円を超える赤字額が見込まれ、過去10年間の累積赤字額も約4千3百万円に達している状況下で、急がれる大規模改修に伴う新たな財政負担の困難性についての課題を抱えているところでもあります。

こうした現状課題の認識に立ちまして、今後の改革の方向性について、諮問機関において、長時間にわたり慎重かつ真剣なご検討をいただいできました。その結果、利用者の安全性の確保と町財政の健全化の観点から、当該施設の廃止を骨子とする改革の着手については、特に急がれるとの趣旨の答申をいただいたところであります。

そうした経過を踏まえ、熟慮



を重ねた結果、平成18年度末をもって当該施設を廃止することといたしました。

なお、本施設利用者の内、自家用浴室設備がない特定の世帯の方々に対しては、次年度から町エイジングステーション(『やすらぎの浴室設備』)の利用ができる代替措置を講ずるほか、距離的不便をおかけしますが、広く町民の皆さんの岬の湯しゃこたんの利用等についての勧奨に努めたいと考えています。

(原案可決)

議案第6号

平成18年度積丹町一般会計補

正予算(第5回)

現行予算に1,146万9千

円を追加し、26億5,009万2千円とするものです。

歳入においては、前年度繰越金1,146万9千円、歳出においては、他会計繰出金146万9千円、除排雪委託料1,000万円(補正前2,000万円)をそれぞれ増額するものです。

(原案可決)

議案第7号

平成18年度積丹町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)

現行予算に228万6千円を追加し、3億2,104万4千円とするものです。

歳入においては、介護保険システム改修費国庫補助金81万7千円、一般会計繰入金146万9千円、歳出においては、介護保険システム改修委託料211万6千円、介護認定審査委託料17万円をそれぞれ増額するものです。

(原案可決)

発議第1号

積丹町まちづくり寄附条例に

ついて

積丹町のまちづくりへの共感やふるさと積丹へ思いを持つ地域や道内外の多くの人々のまちづくりへの参加手法として、寄付金による基金を設置し、新たな住民参加型の地方自治を進めるため条例を制定するものです。

(提出者) 澤田義春議員

(賛成者) 大橋正雄議員

(否決)

